アーキビストの眼

内閣府「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」報告書『公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について　－未来に残す歴史的文書・アーカイブズの充実に向けて－』を読んで

鈴　江　英　一

1．懇談会報告書の契機と経緯

かねてからわが国の文書館界が注目していた内閣府設置の「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」の報告書がまとまり、2004年６月28日、高山正也座長から細田官房長官に提出された。報告書の題名は本稿の標題の通り『公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について』で、これに「－未来に残す歴史的文書・アーカイブズの充実に向けて－」という副題が添えられている（以下、この報告書を「報告書」、報告書の作成者を「懇談会」とし、懇談会に先立って2003年4月に設置されていた「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」を、「研究会」と略称する。なお、研究会は報告書に先立ち2003年７月『中間取りまとめ』を公表し広く意見を求めている）。本稿は、懇談会が作成し官房長官に提出された報告書について紹介し、批評を試みるものである。ただ限られた紙数ゆえ、浩瀚な報告書の全域にわたって論評出来ないので、主として報告書が結論とした部分について論ずることになろう。

もっとも本稿は、全史料協編集・出版委員会の依頼によって執筆したものであるが、全く自由な立場で筆者個人の見解を述べることになる。懇談会関係者の労苦と報告書の意義を評価しつつ、なお問題とすべき点があると指摘することになるが、これによって記録史料の保存と文書館界全体の「未来の充実」を展望する立場を得たいものと思う。

ところで報告書自体は、本誌及び全史料協『会報』では、全文の紹介がまだなされていないが、国立公文書館編『アーカイブズ』第16号（2004年７月）、高山正也編『公文書ルネッサンス　―新たな公文書館像を求めて―』（国立印刷局、2005年２月）に収録されている。手早くは国立公文書館のホームページからも閲覧できる。2004年度全史料協山口大会全体会では国立公文書館の若山泰一氏が報告書の全文を配付しつつ、関係資料を添えて報告をされている（若山報告の内容は、全史料協『会報』第72号、2005年３月に収録されている。参照いただきたい）。

報告書の内容の紹介に先立って、その経緯を述べなければならない。懇談会に先行する研究会が発足した契機は、若山泰一氏の要を得た報告にあるように、2003年１月、当時の福田内閣官房長官から菊池光興国立公文書館長に、――日本の公文書館、文書管理が欧米に比べて非常に遅れており、中国・韓国にも遅れていると言われているが、本当か――という質問であって、これが発端という。官房長官という政府の中枢から、公文書保存の拡充強化の検討が指示されたわけである。当初、内閣府大臣官房長のもとで、研究会が発足することになったが、さらに約半年後、官房長官の下の懇談会に格上げされて、この報告書に結実している。

この間、2004年１月19日の小泉総理大臣施

＊すずえ　えいいち：北海道教育大学札幌校（非常勤講師）

政方針演説には、「政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります」という文言が盛り込まれた。これは画期的なことだと関係者は評価している。報告書の提出に際しても官房長官の記者会見が設定されており、主要中央各紙は一斉に報告書の提出を報道し、その趣旨を支持し、「公文書保存」を社説(論説)で取り上げている。各紙の論調では報告書提出の趣旨が的確に理解されているところを見ると、報道機関への事前の説明が周到になされていたことが伺える。これは研究会・懇談会の設置が政府中枢からの関心によって発起された効果とみてよい。報告書も国立公文書館の内部的な研究会でなかったため、政府の公文書管理全体について、また公文書を将来に向けて歴史的に保存することについて検討が出来たのではなかろうか。ただ、後述するように、報告書の提言は、政府が当面実施可能な施策の範囲ににとどまっている感もまたぬぐえない。

全史料協では、研究会に対しては専門職問題委員会が、2003年７月９日に「アーキビスト養成制度の検討について(要望)」を提出した。懇談会となってからは、中間取りまとめとその後の懇談会の諸調査報告・検討に対して、「21世紀日本のアーカイブズに関する要望について」(以下、「21世紀要望書」と略称)を2004年１月30日に全史料協会長名で福田内閣官房長官と懇談会座長に提出した。21世紀要望書の作成に当たって全史料協は、前年2003年12月、「検討チーム」を発足させた。検討チームは「「21世紀日本のアーカイブズに関する要望書」(案)について」(以下、「検討チーム報告書」と略称)という研究成果をまとめ、これを要約して21世紀要望書を成文化し、2004年1月5日に全史料協会長に提出している(全史料協『会報』第67号、2004年3月に収録)。この検討チームに筆者は加わっていないが、中間取りまとめなどに対する検討チーム報告書の指摘は、懇談会報告書に対しても批評の視点を提供していると思う。

２．報告書の構造と視点

報告書は、全文42頁あり、行間を圧縮した『アーカイブズ』誌でも本文は31頁に及ぶ大部の内容である。研究会、懇談会の1年余にわたる検討の結果である。まずその労を多としたい。

報告書は「はじめに」と「むすび」を除き次の3部に分かれている。

１．基本的な考え方
２．公文書等の管理・保存・利用に係る現行システムの評価
３．必要な取組

「１．基本的な考え方」では、公文書保存の国際的動向とわが国の公文書取り扱いの遅れ、後世の国民に対する説明責任など、報告に当たっての視点の据え方を述べる。「２．公文書等の管理・保存・利用に係る現行システムの評価」では、国立公文書館の公文書等移管の状況、現行の文書管理・保存・移管システムを分析することによって、現況を評価し問題の所在を指摘する。「３.必要な取組」では、各府省から国立公文書館への公文書等の移管を円滑に行うための諸提言を行っている。いわば、理念、現状分析、対策という三重構造をなして構成されている。そして報告書の目的は、この最後の「必要な取組」を政府に対して提言するところにある。報告書の構成の詳細は、別表「懇談会報告書の目次一覧」をご覧いただきたい。

懇談会報告書の性格について付言すれば、公文書館法及び国立公文書館法が所与の枠組みとなっており、これを補完する提言であって枠組みを大きく替える内容としてはいない。すなわち、公文書館法第3条の国(同法では、国とともに地方公共団体についても同様に規定されている)が「歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務」を実現するという目的、及び国立公文書館法第4条、第15条の内閣総理大臣と国の機関が協議して国立公文書館への移管を決めた歴史的資料として重要な公文書等を、国立公文書館において「保存及び利用を図る

こと」を実現するところにある。制定された法の精神に関わらず、わが国の現状は、この責務が十全に果たし得ておらず将来憂慮すべき状態となっているという認識が報告書の立脚点となっている。

報告書は、前述のように理念、現状分析、対策という三重構造になっており、主眼は3番目の「必要な取組」にある。ここでは取組の前提となった視点である理念と現状分析の最要点のみ、筆者なりに理解したところを紹介しておく。

第一に、報告書の冒頭には、公文書館法でいう公文書等の保存の意義を、単に過去の姿をとどめさせるものではなく、将来の実りをもたらす「種子」となる国民共有の遺産であり（報告書の＜1(1)＞の項。以下、報告書の項番をこのように記す）、公文書館は歴史を保存する施設であることにとどまらない。情報公開制度が国の意思決定を同時代の国民に対する説明責任制度であるのに対し、公文書館制度は将来の世代に向かっての説明責任であるとする＜1(4)＞。

右の理念からすると公文書館――報告書の主眼からして、この場合は国立公文書館となるが――は、既に評価の定まった公文書等の保存にもまさって現在の公文書等をどのように保存するかという課題に正対することが求められており、すべての国の機関（立法機関、司法機関を含めて）のすべての文書を視野に入れる必要がある。それゆえ公文書館制度の先進的な諸外国に見るような、現用文書を含む公文書のライフサイクル全般を規制する一般的な法律（文書管理法）の存在に着目し、紹介している＜1(2)＞。

第二に、情報公開法によって、また拡大する文書の電子化によって、国の文書管理は新たな段階に踏み込んでいる。電子化の進行は文書が作成される瞬間から社会に共有されることになり、その適切な保存管理の方策が必要とされる＜1(2)＞。

第三に、2001年4月から国立公文書館も独立行政法人となったが、新しい移管制度では、国立公文書館は内閣総理大臣を通して各行政機関の公文書等の移管を受けることとなり、国立公文書館は移管文書について総理大臣に意見を述べるという位置づけとなった＜2(1)ア＞。いわば各行政機関とは間接的な関係となったことから生ずる問題がある。

第四に、国立公文書館への移管以前に現行の文書管理に問題があると指摘される。本来作成されるべき重要案件の文書が作成されていない＜2(3)＞、「各省庁の基幹となる施策を形づくるような文書の移管が少ない」＜2(1)ア＞、保存期間満了時以前に散逸、廃棄されることが起こる＜2(4)イ＞等々である。

このほか国立公文書館への移管の隘路となっている移管基準の問題、情報公開法に伴う文書管理の適正、円滑化を図るガイドライン（2000年2月25日、各省庁事務連絡会議申合せ「行政文書の管理方策に関するガイドライン」）徹底の課題、選別判断に当たって使用されるファイル管理簿の問題などがあるが、これらは、「必要な取組」を見る次項で触れる。

3．取組への提案

理念と現状分析に基づいて、今後、必要とする取組とは何か。これも中心的に取り上げている方途に絞って触れる。

まず公文書等保存の取組を提示する基本的なスタンスであるが、すべての公文書等の作成段階から移管、廃棄及び歴史資料としての保存、利用に至るまでの文書のライフサイクル全体を視野に入れた文書管理が必要であるとする。その場合、前項の第一で紹介された文書管理法については制定すべきとの「意見も多かった」としつつも、個々の問題点の改善、具体的な解決策を示す方向で提示するとしている。新法制定など公文書保存法制の「抜本的な法的措置の検討を行うべき」とする＜3前文＞が、具体的には既定の「行政文書管理方策に関するガイドライン」の精神の徹底を図る方向で論議がされている。意思決定における文書作成義務も含めて各行政機関の文書管理規則が適切に運用されているか、「各府省

横断的に定期的に点検する仕組み」の設定が考えられるとする<3(1)>。

この方向で、移管のための選別判断の際使用されている、「行政文書ファイル管理簿」の内容が十分に推し量れるように表記方法の「統一的な運用」をなす点<3(2)>、前項第四の保存期限満了以前の廃棄防止徹底を図るとする点、重要な行政文書の廃棄に関しては内閣総理大臣の関与の仕組み（内閣総理大臣への協議の義務付けなど）が提案されている<3(3)ア>。さらに国立公文書館への移管基準の明確化と同時に、保存期間30年以上の文書、閣議請議文書、部局長以上の決裁文書などをすべて廃棄しないこと、また定期的に作成される文書の移管の包括的合意、特定重要政策事項にかかる文書の移管指定の仕組みが提案されている<3(3)イ>。

公文書等移管の円滑化には種々の提案がある。各行政機関に対しては、移管の環境整備として、不開示情報の範囲について文書の現用時代と国立公文書館の利用規則との整合性を図ること（ただし、時間的経過による不開示解除の合理的な基準を設定すること）、また行政利用のためのサービス体制（複写サービス、複製デジタル化）の必要が指摘されている<3(4)>。文書館界でつとに必要性がとなえられきた中間書庫システム、すなわち国立公文書館に移管する可能性の高い公文書等について、省庁横断的に集中管理するシステムは、「早急に構築することが求められる」とする。中間書庫で管理するのは、すべての行政文書ではなく、歴史資料として重要である可能性が高い一定の文書に限定されるとする。

例えば、「保存期間30年以上の文書、閣議請議文書、部局長以上の決裁文書、特定政策事項関連文書として指定されたもの」が想定されている。また散逸の恐れがある臨時的組織（室、事務局）の文書も挙げられている。もっとも中間書庫への移管を各行政機関に義務付けることはせず、柔軟性を持たせることが「現実的である」とする。中間書庫の管理主体としては国立公文書館が最適としつつも、「（現行の）国立公文書館法等を前提とすれば、内閣総理大臣とすることが現実的である」とし、もし国立公文書館を管理主体とするためには法律改正が必要であるとする。国立公文書館が扱う公文書等に「現用」文書が除かれているからである。もっとも文書の電子化によって現用・非現用の区別自体の是非に検討が及ぶと予測する<3(5)>。

公文書等移管の問題は、ほかに白書など販売目的の資料及びポスター、パンフレットを作成・配付時に収集し時系列的に保存すること<3(6)ア>、立法機関・司法機関の公文書等の移管について三権の長の合意、各機関の全文書の所在情報把握<3(6)イ>、独立行政法人などの文書の移管<3(6)ウ>に及び、また「古文書を始めとする国民共通財産」であって、国の機関以外すなわち民間が保管しているものについて、国立公文書館が受贈、収集できる「仕組みも整備しておく」、このための法律改正も望ましい、とする<3(6)エ>。そのほか、オーラル・ヒストリー（口述記録）、映像資料、音声、写真など文字媒体以外の記録類の移管、電子記録の劣化、再生機器の保存、媒体変換、それらの保存修復のための「専門人材の配置」の必要にも言及する<3(6)オ>。さらに他のアーカイブズと連携し、所蔵情報を国民に提供するための情報交換体制の構築が検討されるべきとする<3(6)カ>。

報告書は、こうしたわが国の公文書等保存の制度を支える人材の育成、確保については、公文書館専門職員（アーキビスト）の資質、育成、登用、これにかかる国立公文書館の支援を述べる。具体的には、アーキビスト資格制度を早急に整備すること、この検討の場を国立公文書館に設けること、これによって公文書館法附則第２項削除の条件が整えられる、とする<3(7)ア>。また民間人の登用、長い行政経験のある人の活用（例えば非常勤で）、逆に公文書館職員を行政機関へ一時的に出向させ、行政機関の公文書等管理を担当することも有益とする<3(7)イ>。関連して、各行政機関への支援、他の公文書館への支援に言

及しているが、その中には地方のアーカイブズとともに、民間企業のアーカイブズ支援の必要を言う。そのためには公文書館法及び国立公文書館法の改正が必要であるとする<3(7)エ>。一方、国民の利用促進には、国立公文書館の閲覧・展示等の拡充<3(8)ア>、広報体制の強化<3(8)イ>、個人情報保護法と国立公文書館における公開との整合性<3(8)ウ>、電子媒体による文書に対して公文書等のデジタル化、デジタルコンテンツの質量の充実 <3(9)ア>、また電子化された文書の移管、保存の検討が必要であるとする<3(9)ウ>。

「必要な取組」の最後には、内閣府と国立公文書館の体制整備が論及されている。内閣府は、立法機関、司法機関と移管の「定め」を締結するための協議を行うこと、ここで提言された各行政機関との協議、調整、中間書庫システム実現を行うこと、そのための担当部署と専任職員の配置、中間書庫を運営する場合の体制整備を行う必要がある、とする<3(10)ア>。いっぽう国立公文書館はわが国の中核的公文書館とし地方自治体、民間企業へのアーカイブズ技術の指導、助言等を行う体制の整備、また国際的なアーカイブズ界への参加、貢献が行えるような体制強化が期待される。「このためには、国立公文書館に対するさまざまなニーズに応えつつ、増大する機能・業務に迅速かつ的確に対応できる企画・管理・運営体制を整備することが極めて重要である」とする。「極めて」というのは、報告書が提起する最重要点と理解して良いだろうか。これに続く文言は、同館の役員の資質に関して、公文書館行政実務、組織管理に深い知識・経験が有る者と並んで、「高度な学識経験を有する人材が常時勤務する体制を確立することが不可欠」としている<3(10)イ>。

4．報告書への私見

以上、報告書の内容を摘記してみた。大部の内容を要約したため、あるいは報告書作成者の意に沿わないところがあったかもしれないが、報告書の意図をより鮮明にするように努めたつもりである。もとより間違いがあればご指摘願いたい。以下、報告書を読んでの批評として、私見を述べることとする。

まず、この報告書は、国立公文書館にとって「極めて重要」な応援団になったはずである。早速2005年３月、内閣府官房企画調整課は「懇談会報告書等を受けた移管基準の見直しについて」をまとめ、上記の移管対象文書の類型化、広報資料の移管、立法・司法機関との間で「定め」の協議を開始するなど、移管の改善に動き始めている。2005年度予算の概算要求では、中間書庫システム、電子媒体文書の移管保存の検討、民間に散逸した公文書等の状況調査、公文書等のデジタル化、国立公文書館理事の常勤化、内閣府の職員増員（課長補佐、係長）を掲げている。要求の成果はわからないが、内閣府のホームページでは、移管基準の見直し、収集対象の拡大、中間書庫システムの構築、公文書の電子化への対応を行うことを掲げているところを見ると、すべてといわないまでも、報告書がわが国の公文書保存体制、なかでも国立公文書館の強化につながっていることは伺える。

国立公文書館はわが国の文書館制度の核になる施設であるから、その充実は日本の文書館界全体にとっても利用者にとっても歓迎すべきことであろう。報告書がもたらした具体的な改善を今後とも関心を持って注目していきたいと思う。ただ、次の点はどうであろうか、報告書の問題点として指摘したいと思う。

まず第一に、理念と対策との間に見逃せない落差がある。研究会・懇談会設置の契機が、政府中枢の指示によるというのであれば、「基本的な考え方」で懇談会みずから示すように、その検討の枠組みは制度の根本的な改革に及ぶはずではなかったか。例えば「基本的な考え方」では、ライフサイクル全体を規制する文書管理法制定の必要性に触れていながら、「取組」では後景に引かせてしまっている。懇談会に文書館界が期待するところは、せっかくのこの機会に公文書保存の、できればわ

が国の記録全体の保存体制を確立するところにあったと思う。報告書は、公文書等にかかる体制整備を掲げているわけであるが、報告書の主たる内容は、各行政機関－総理大臣－国立公文書館間の移管・利用問題にほとんど終始している。各省庁間との移管改善交渉を打開するために報告書は有効に働くのであろうが、具体的な対策というのが主に既定のガイドライン徹底の範囲ならば、はたして官房長官の懇談会を設置する必要があったのだろうかと思う。内閣府による当面の体制強化のために懇談会が活用されたのであれば、いかにも惜しいというほかはない。

第二には、中央・地方にわたる全体的な制度を検討する必要が報告書にはあったという点である。報告書は国立公文書館以外のアーカイブズについても触れているが、「必要な取組」で他のアーカイブズに言及しているところは、公文書等所在情報の交換<3(6)カ>と人材育成の個所<3(7)前文>、他の公文書館への支援の個所<3(7)エ>にとどまっている。人材育成の個所はアーキビスト問題のところであるが、ここでは資格制度のほかは国立公文書館が行う研修その他指導助言の範囲にとどめている感がある。他のアーカイブズの問題、とくに地方文書館の課題が、ここでは中央政府機関の公文書問題に付随する程度にしか捉えられていない。わが国の記録総体の保存体制を確立するという課題からすると、地方の問題にも論議が及ぶはずであるが、ほとんど中央の問題に限定されている。地方を含む全般的な文書保存体制を当初から意識していなかったというほかはない。

地方では、文書館への文書移管を義務付けること、選別主体が文書館であること、選別対象の全量を文書館が把握すること、文書発生完結時で文書館が移管を指定すること、行政刊行物の把握・収集など、情報公開制度と同様、国に先んじている事例が少なくない。報告書では、かろうじて神奈川県の中間書庫のみが紹介されているが、地方の成果を中央に反映させる視点は乏しいといわざるを得ない。はたして報告書からわが国アーカイブズ全体の底上げの方向が、見えてくるものであろうか。見えてくるというならば、それを担う主体はどこなのであろう、内閣府が行うのであろうか。

第三は、国立公文書館の地位と権限改善への提言が消極的である点である。国立公文書館の問題にしても、報告書には、同館の体制の根幹に触れる提言がなされていない。同館の根本的な解決策の提示に関して、報告書は枠をはめられていたのであろうか。例えば同館が行政改革で独立行政法人とされたため、各行政機関との関係が従前以上に間接的になり、各行政機関への直接的な折衝や公文書行政そのものが内閣府に委ねられている。国立公文書館が独立行政法人であることは、同館にとってもさらには地方の文書館への影響を考えても疑問であるという意見がかねてあり、私も同感である。しかしこの点への言及が報告書各章では見いだせなかった。また国立公文書館発足当初から指摘されているのは、移管にかかる国立公文書館の権限の制約である。国立公文書館が選別対象を全的に把握すること、移管の決定は同館が行うこと(移管の主体性)、同館への移管の義務付け(「移管できる」規定から「移管しなければならない」規定へ)など、同館機能の根幹を改革する提言が期待されたが、報告書の主張は極めて抑制されたものとなっている。中間書庫の管理も、国立公文書館が行うのは当然と思われたが、管理主体を内閣府としているのは、報告書が制度を合理的に改革する課題に対し消極的となっていることを示している。

第四に、アーキビスト制度実現への道筋がいぜんとして不透明な点である。アーキビスト問題については、全史料協はじめ制度確立へ多数の期待が懇談会に寄せられた。事実、報告書でも中間書庫の項とともに多くのスペースをアーキビスト問題に割いているのは前述の通りである。報告書の中には地方公共団体のアーカイブズのほかに民間企業のアーカイブズについても触れるところがある。アー

キビスト制度またその育成は、公私のアーカイブズでの専門職員養成・資格を展望しなければならないが、その検討の場を国立公文書館に求めている。しかし報告書でも言及しているとおり大学院教育との連携も課題となってくる(中間取りまとめでは、大学・大学院、国立史料館(当時)のカリキュラムと相互互換する可能性を検討すべしとし、踏み込んだ提言であった)。そうであれば国立公文書館がおもな検討の場になるとしても、これを実現するには府省にまたがった制度の検討が必要になってくるはずである。その道筋をも報告書は示すべきではなかったろうか。独立行政法人である国立公文書館内での研修強化で、アーキビスト資格制度が実現するものではないと認識していればこそ、この懇談会が設置されることになったと、私は理解している。

一方、アーキビスト制度の項の次の項では、アーカイブズに必要な人材調達について行政経験職員の配置、非常勤職員の任用で補完しようとする提言を行っている。専門職員の採用に替えて、それらの任用を行うことは、国立公文書館の当面の措置として有効なのかもしれないが、アーキビスト制度の確立につながることとはとうてい思えない。それらは地方の文書館においてやむなく行っている人事の実態であって、それを国立のレベルで拡大、定着することになるのではないかと、かえって危惧する者である。

×　　×　　×

報告書の概要を紹介した上で４点にわたって批評を加えた。ほかにも問題とすべき点はあると思うが、主要な点に筆者の指摘はとどめておいた。報告書は、さしあたって国立公文書館の課題に対する分析と対策を提言しているが、移管すべき公文書等の指定、現用・非現用を超えた文書管理の必要性、電子文書化への対応、アーキビスト制度への喚起など各地のアーカイブズ、特に地方公共団体の文書館の問題として一般化できる指摘に富んでいる。それらの提言は、地方の公文書等保存に活用されるべきであろう。内閣府は、報告書発表で好評を博したにとどめず、活用されるべき文書としての位置づけを報告書に与え、普及すべきではなかろうか。

ただし、上記の指摘の通り、見逃せない問題点がある。これらがかえって地方の文書館の幅広く、また先進的な活動に制約を加えることであってはならないし、ここでの提言は、いずれも実行の段階で薄められ実効性を失うことがあってはならない、と重ねて強調して本稿を閉じる。　　(2005年6月26日提出)

懇談会報告書の目次一覧

はじめに
1　基本的な考え方
（1）公文書等は国民が共有すべき遺産
（2）充実・強化される各国の公文書館制度
（3）現代の遺産を保存していない我が国の公文書館制度
（4）将来に対する説明責任を確保する仕組み
（5）問題の所在と検討の視点
2　公文書等の管理・保存・利用に係る現行システムの評価
（1）公文書館への公文書等の移管の現状等
ア　移管の現状　／イ　移管の現状に関する行政機関の考え方
（2）公文書等の管理・保存・利用に関する各システムの整合性
ア　現用文書の管理　／イ　非現用となった公文書等の管理　／ウ　移管基準と行政情報公開法
（3）公文書等の「作成」に係るシステム・運用
（4）保存期間内の公文書等の「管理」に係るシステム・運用
ア　行政機関が保管する公文書等に関する所在情報の把握／イ　行政文書の廃棄
（5）公文書等の移管手続
ア　移管、行政文書の保存期間の延長及び廃棄に係る権限の所在／イ　移管基準／ウ　移管手続に係る行政機関の負担
（6）公文書等の収集対象
ア　「公文書等」の範囲／イ　行政機関の保管する公文書等　／ウ　立法機関・司法機関が保管する公文書等の移管　／エ　国以外の機関からの移管／オ　公文書等の媒体の多様化
（7）公文書等の利用
ア　閲覧及び一般利用の現状　／イ　アジア歴史資料センター
3　必要な取組
（1）保存すべき文書の作成
（2）現用文書の管理・所在情報の把握等
（3）公文書等の散逸防止
ア　行政文書の保存期間の延長・廃棄が適切に行われるための措置　／イ　移管基準の明確化、移管手続の見直し
（4）国立公文書館への公文書等の移管を促進するための環境整備
（5）いわゆる「中間書庫」システムについて
（6）公文書等の収集対象の拡大
ア　行政機関が保管する文書（写真等、広報資料、白書等）／イ　立法機関・司法機関が管理する公文書等／ウ　独立行政法人等「国以外の機関」が保管する公文書等の移管　／エ　歴史資料として重要な記録類の国立公文書館による積極的な収集／オ　公文書等の媒体の多様化への対応／カ　他のアーカイブズとの連携
（7）制度を支える人材育成等
ア　職員の育成及び専門家への社会的認知を高めるための方策／イ　専門的知見を有する人材の登用／ウ　国立公文書館からの各行政機関への支援　／エ　国立公文書館からの他の公文書館への支援
（8）所蔵資料の国民への利用促進
ア　閲覧・展示等の施設・設備の拡充／イ　所蔵資料の利用拡大のための広報／ウ　個人情報保護
（9）情報技術及び電子政府化の急激な進展への対応
ア　デジタルアーカイブ化の促進　／イ　デジタルアーカイブ・システムの構築／ウ　電子媒体の移管・保存方法等の検討
（10）内閣府及び国立公文書館の体制整備
ア　内閣府の体制の整備／イ　国立公文書館の体制の整備
むすび